

「各区障害者相談支援連絡調整会議における取組みと地域課題について（概要）」

行政区		A区障害者相談支援連絡調整会議	B区障害者相談支援連絡調整会議
個別ケースの事例名		介護者（母親）の休養目的の短期入所利用ができず、代替となる福祉サービスが見つからない重症心身障害者への支援	判断能力が不十分（軽度知的障害）な方に対する支援について
解決すべき地域課題		<ul style="list-style-type: none"> ・介護者休養目的の短期入所利用の是非（重心の場合） ・重症心身障害児（者）の受け入れ枠の少なさ・利用調整の難しさ 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待（の疑い）に対して、どのように関わるべきか ・軽度の知的障害のある人へのサービス提供について、どのように取組んでいくか
現況と問題	障害	重症心身障害（身体障害者手帳1級、療育手帳A）	知的障害（療育手帳B）
	家族	父・母・本人	母・本人・姉・姉の子
	現在の支援の問題	<p>ア 短期入所として3つの事業所を利用しているが、それぞれの事業所について以下の問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所B・・・制約が多く、本人にとって使い難い ・事業所C・・・利用者が多く、殆どが介護者の用事目的であるため、休養目的では利用が困難 ・事業所D・・・最近、短期入所の受け入れ枠が減った <p>イ 居宅身体介護の支給決定を受けているが、医療的ケアが必要であるため、提供してくれる事業所が見つからない。</p>	<p>ア 虐待かどうかが疑わしく、地域が積極的に介入ではない。</p> <p>イ 消費者教育が十分でなく、特に被害に遭いやすい</p> <p>ウ 支援は必要なが、軽度の知的障害のある人が利用できるサービスが少なく、結果的に生活上の問題に繋がることが多い。</p> <p>エ 同じく、こういう場合にどのような支援（サービス）を提供すればいいのか、そのノウハウがない。</p>
	提供主体	短期入所事業所・居宅介護事業所	相談支援事業所・就労継続支援事業所・権利擁護センター・消費生活センター・特別支援学校（出身校）
課題	支援の方向	<p>①介護者の休養目的に対応する受け入れ枠の設定（身体障害・知的障害の場合は、休養目的でも受け入れている。）</p> <p>②重症心身障害に対応する居宅介護事業所の開拓</p>	<p>①消費者教育の実施</p> <p>②権利擁護（日常生活自立支援事業）</p> <p>③日中活動の場の確保</p>
	課題への対応案	<p>①重症心身障害者向け短期入所枠の調整、受け入れ機会の均等化</p> <p>②医療的ケアの内容の明確化とそれに対応できる事業所の育成</p>	<p>①本人に消費者教育を実施し、同じことが起こらないようにする</p> <p>②日常生活自立支援事業を利用し、金銭管理を徹底する</p> <p>③就労継続支援事業所の利用により、間接的に被害防止に繋ぐ</p>
対応策の選択肢	A 現行サービスの利用	<p>①市内の短期入所枠は、既に一杯の状態であり、調整の余地はない。</p> <p>②重症心身障害に対応できる居宅介護事業所は、市内に数か所しかない。</p>	<p>①消費生活センターと連携し、貸付自粛・カード解約を行う。</p> <p>②日常生活自立支援事業の契約締結を行う。また、家族の理解を得る。</p> <p>③就労継続は利用可能。ただし、それ以外のサービス利用は難しい。</p>
	B 資源の活用・拡充・改善	<p>①重症心身障害施設以外での受け入れの可能性 →現に身体障害系施設での実績があるが、安全性の確保で課題がある。</p> <p>②ヘルパーによる医療的ケア実施条件の緩和</p>	③本人の自立（何足からの自立）を促すようなサービスがない。また、使えない。
	C 地域連携による解決	①重症心身障害施設の広域的な利用調整（ただし、全県的に利用枠がひっ迫している。）	<p>①特別支援学校と連携し、消費者教育を在学段階から行うことにより、被害を未然に防止する。</p> <p>②権利擁護センターや地域社会の介入による虐待行為の防止</p>
	D 資源の開発（抜本的な解決策）	<p>①既存の施設（重心以外）における受け入れの促進</p> <p>②重症心身障害を対象とした居宅系サービスの確立</p>	<p>②虐待防止法の制定による虐待定義の確立と介入根拠の法定化</p> <p>③軽度の知的障害のある人を対象とした日中活動系サービス・居宅介護系サービスの確立</p>
地域課題の解決方策（支援仮説）・協議の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害者の短期入所利用ニーズの把握と均等化された利用機会の提供 ・様々なサービスを組み合わせ、総合的な地域生活支援体制を確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待に対する対応方法（マニュアル化も含めて） ・軽度の知的障害のある人への支援の在り方（自立した生活を送るために必要な知識技能の教育も含めて）

